

## 甲府市森林経営管理制度 森林整備事業業務委託（間伐）仕様書

### （適用範囲）

第1条 この仕様書は、甲府市の発注する森林経営管理制度 森林整備事業業務委託（間伐）に適用する。

### （業務目的）

第2条 本業務については、平成31年4月施行の森林経営管理法（森林経営管理制度）の施行に伴い、森林所有者から経営管理権の設定を受けた森林について、甲府市が経営管理権集積計画に基づく森林施業を実施するものである。

### （業務実施箇所及び数量等）

第3条 以下の表及び別紙位置図のとおり

| 所在等                      | 樹種  | 面積<br>(ha) | 平均胸高<br>直径(cm) | 現在の立木密度<br>(本/ha) | 目的の立木密度<br>(本/ha) | 標準的な<br>伐採本数 |
|--------------------------|-----|------------|----------------|-------------------|-------------------|--------------|
| 下帯那町字芹沢<br>2974-1、2975-1 | ヒノキ | 0.31       | 15             | 1,500             | 1,050             | 450          |
| 黒平町字判平<br>579、588        | ヒノキ | 0.87       | 15             | 1,800             | 1,250             | 550          |

### （業務内容）

第4条 本業務の業務内容は以下のとおりとする。

#### （1）保育間伐

適切な密度となるよう残存木の樹幹配置を考慮し、間伐対象となる立木を選木及び伐採すること。黒平町字判平 579、588 における伐採木については、適切な滑落、流出防止対策を施すものとし、枝払・玉切・片付を実施すること。詳細については別紙のとおりとする。

#### （2）獣害防止対策

黒平町字判平 579、588 における残存木については、獣害対策として樹皮ガードネット（バークガード）を設置すること。規格については設計書のとおりとする。詳細については別紙のとおりとする。

### （履行期間）

第5条 契約日から令和8年3月27日までとする。

(提出書類)

第6条 以下のとおり提出すること。

- (1) 事業開始時  
工程表・着手届・現場代理人等選任届（契約後速やかに提出）
- (3) 事業完了時
  - ① 業務委託完了届
  - ② 完成写真
  - ③ 作業日誌
  - ④ その他発注者が必要と認める書類等

(現場の安全管理)

第8条 施工箇所直下に保全対象や道路、林道等がある場合は、現地の状況を十分把握し、安全性について検討を行い、事業を実施すること。また、事業の実施に際し、厚生労働省策定の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守すること。

(その他)

第9条 設計図書によりがたい場合は、監督員と協議し決定するものとする。

## 別紙 保育間伐および獣害防除（樹皮ガードネット設置）仕様書

### ・ 保育間伐

1 定性的定量伐採により実施する場合は、育成目的樹種の均等配置を念頭に置いたうえで次の事項に留意し伐倒対象木を選木するものとする。

選木した伐倒対象木はテープ等により標示すること。

1) 病虫害木、損傷木、下層木等を優先的に伐採対象とする。

2) 1) の選木結果により、残存させる育成目的樹種の間隔が著しく広がってしまう場合は、その箇所については劣性木であっても最小限につき残存させることとする。

3) 有用広葉樹については、将来的に育成目的樹種の生育の支障とならないと見込める場合、残存させるものとする。

2 伐採の際、残存させる育成目的樹種に損傷を与えないように、伐倒方向等には特に留意するものとする。

3 伐倒木が掛かり木となった場合は、そのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の工程に移るものとする。

4 育成目的樹種に着生しているか、もしくは着生する恐れのあるつる類は、根元から切断、除去する。

5 伐倒木については、枝払いし、小運搬・片付けできる程度に玉切りし、水平方向に並べ、転落、流出しないように集積、固定することとする。

6 この仕様書により難しい場合は、監督員と協議し決定する。

### ・ 獣害防除（樹皮ガードネット設置）

1 当該作業は、ニホンジカ等による損傷から植栽木等を保護することを目的とする。

2 資材は、設計書で指定された規格のものを使用しなければならない。

3 樹皮ガードネットは、設計書で指定された本数を選木して設置するものとする。なお、原則として、剥皮被害木、形質不良木などを除く樹幹の通直なものを選木しなければならない。ただし、良質木のみの選木では設置対象木がおおむね均等間隔となるよう配置できない場合はこの限りではない。

4 設置にあたっては、次の点に留意するものとする。（設置標準図参照）

1) 対象木に筒状に巻き付けたときの幹とネットとの間隔は、樹幹中心から遠心方向に 5 cm程度を標準とする。

2) ネットの重ね合わせ部分の幅は、網目 5 マス以上を標準とし、対象木からの資材脱落を防止しなければならない。

3) 重ね合わせて筒状に仕上げるにあたっては、資材添付の留め具を使用するものとし、横一列の連続する網目 3 マスのうち両端 1 マスずつに留め具を通すものとする。なお、留め具は堅固に締め付けず、網目が変形しない程度に余裕をもたせなければならない。

4) 留め具は、ネット 1 枚あたり資材製造元が指定する数量を使用するものとし、最上部の留め

位置はネット上端から2マス程度、最下部の留め位置はネット下端から5マス程度、それらの間におおむね等間隔、かつ、左右互い違いとなるように残りの留め具を取り付けることを標準とする。

5) 最下部の留め位置は、対象木の根元がなるべくネットで覆われた状態となるよう、地形の傾斜等を考慮し、調整しなければならない。

5 当該作業を除伐、間伐、枝打等の他の作業とあわせて行う場合は、他の作業が完了した後、かつ、なるべく期間を空けずにすみやかに行うものとする。

6 この仕様書により難しい場合は、監督員と協議し決定する。

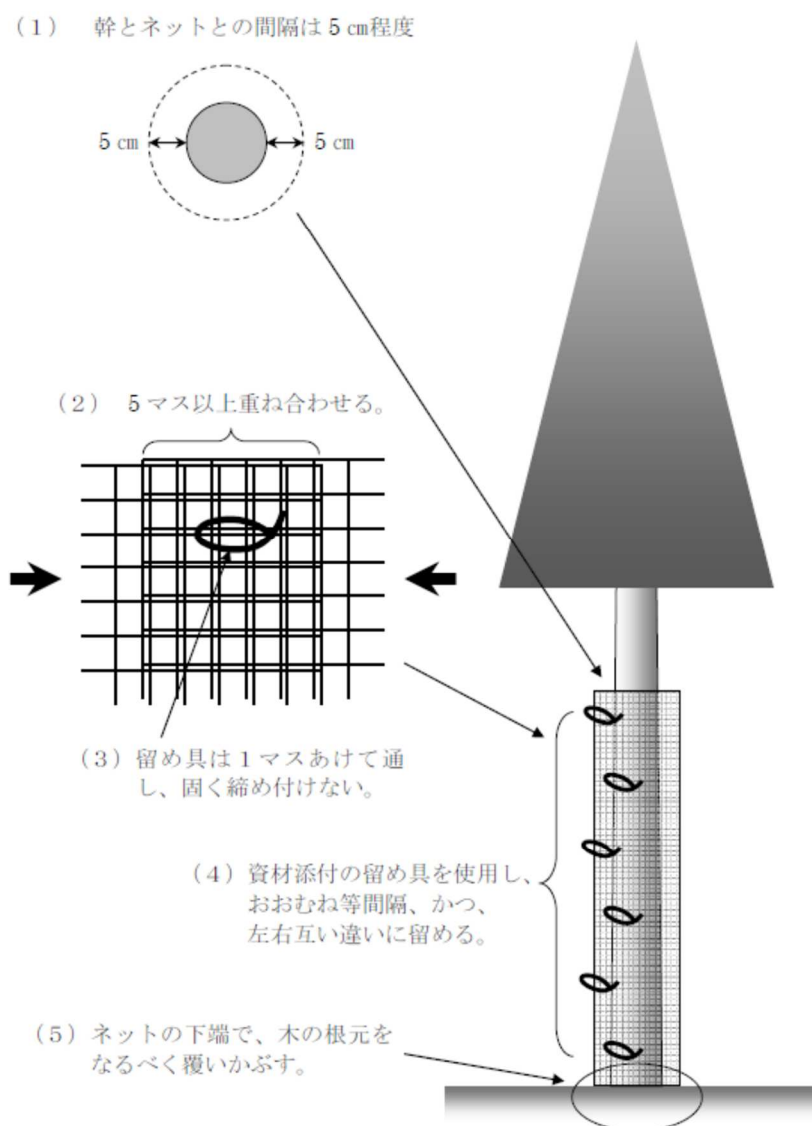


図. 設置標準図